

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 市 長		平成25年7月31日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都中央区京橋二丁目16-1		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 清水建設株式会社 代表取締役 宮本 洋一
京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。		
環境マネジメントシステムの名称	イオンモールKYOTO EMSマニュアル（独自のシステム）	
適用範囲	イオンモールKYOTO	
導入年月日	2010年 5月27日	
認証番号		
基本方針	イオンモールKYOTOは資源エネルギーを有効に活用し、サービスの質を高めながらも、環境への影響を最小にするモールづくりを通じて、持続可能な社会の実現を目指します。具体的な内容としては、「CO2排出量を削減する」「お客さまをはじめとするパートナーさまの生活環境の向上と、地域社会の発展と環境保全に貢献する」「従業員全員で環境意識を高め、お客さま・パートナーさまへの啓蒙活動を続ける」の実現に努めてまいります。	
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	①共用部（弊社管理部分）のCO2排出量を削減します。 ②効率的な設備管理による省エネの効率向上を目指します。 ③テナント従業員への環境意識向上のための教育を実施します。 ④廃棄物排出量を削減します。 ⑤登録法規制を遵守します。	
目標を達成するための取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●策定した（機器）管理標準に則った各種設備の管理を実施する。 ●環境に関する啓蒙活動（イベントなど）を積極的に実施する。 ●テナント従業員への環境意識向上の為の教育を実施する。 ●資源のリサイクルからリユースへの転換を呼びかけます。 ●廃棄物の排出量を定量的に把握します。 ●毎年1回の法規制内容チェックを実施します。 	
目標を達成するための取組の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ●管理標準の作成完了。 ●京都市への協力によるエコイベントの開催を実現 ●新規従業員研修での廃棄物分別教育を毎月実施 ●廃棄物の運搬・処分契約の見直しを実施 ●法規制に関する届出の実施 	
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	有効に運用できており、引き続き実施しています。	
事業活動に係る法令の遵守の状況	遵守されております。	
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	評価・見直しについては原則1年に1回を検討しています。現行の目標・取り組み内容で一定の成果があることから、同一システムにより運用しています。	

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。